

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県会計規則の一部改正)

第一条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 父子福祉資金償還金

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第十三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号(一)中「及び附則第三条」を「、第三十一条の六第一項から第三項まで、第三十二条第一項及び第二項、附則第三条第一項並びに附則第六条第一項」に改め、同号(三)を削り、同条第十四号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号(一)中「第十一条(一)の下に「第三十一条の七及び」を加え、同号(二)中「第十二条(一)の下に「第三十一条の七及び」を加え、同号(三)中「第十六条(一)の下に「第三十一条の七及び」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号(四)中「第十七条(一)の下に「第三十一条の七及び」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号(五)中「第十九条第一項(一)の下に「第三十一条の七及び」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第十五号中「母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第三条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条子ども家庭課の項第六号、第四十二条広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項第十号、広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項第十号、広島県東部厚生環境事務所の部厚生課の項第十号及び広島県北部厚生環境事務所の部厚生課の項第十号並びに第四十七条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部厚生課の項第五号、広島県西部厚生環境事務所呉支所の部厚生保健課の項第六号及び広島県東部厚生環境事務所福山支所の部厚生課

の項第六号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。
(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第四条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十五号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」に改め、同号(7)中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第五条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「別表第一の四十二の項」を「別表第一の四十三の項」に改め、同条第二項中「別表第一の四十三の項」を「別表第一の四十四の項」に改め、同条第三項中「別表第一の四十四の項」を「別表第一の四十五の項」に改め、同条第四項中「別表第一の四十五の項」を「別表第一の四十六の項」に改め、同条第五項中「別表第一の四十六の項」を「別表第一の四十七の項」に改め、同条第六項中「別表第一の四十七の項」を「別表第一の四十八の項」に改め、同条第七項中「別表第一の四十八の項」を「別表第一の四十九の項」に改め、同条第八項中「別表第一の五十一の項」を「別表第一の五十二の項」に改め、同条第九項中「別表第一の五十二の項」を「別表第一の五十三の項」に改める。

(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第六条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「(令)」の下に「第三十一条の七及び」を、「母子福祉資金」の下に「父子福祉資金」を加える。

第二条第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第二項中「において準用する法第十三条第一項及び第三項、法第三十二条第三項において準用する法第十四条」を「及び第二項並びに同条第四項において準用する法第十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 この規則において「父子福祉資金」とは、法第三十一条の六第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する法第十四条の規定により貸し付ける資金をいう。

第三条第一項中「(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)」を「、第三十一条の六第一項、第三十二条第一項」に改め、「母子福祉資金」の下に「父子福祉

資金」を加え、「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同項第二号中「第九条第三項」の下に「（令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号の表イの項中「第七条第一号」の下に「、第三十一条の五第一号」を加え、同表ロの項中「第七条第二号」の下に「、第三十一条の五第二号」を加え、同表ハの項中「第七条第三号」の下に「、第三十一条の五第三号」を加え、同表ニの項中「第七条第四号」の下に「、第三十一条の五第四号」を加え、同表ホの項中「第七条第五号」の下に「、第三十一条の五第五号」を加え、同表ヘの項中「第七条第六号」の下に「、第三十一条の五第六号」を加え、同表トの項中「第七条第七号」の下に「、第三十一条の五第七号」を加え、同表チの項中「第七条第八号イ」の下に「、第三十一条の五第八号イ」を加え、同表リの項中「第七条第八号ロ」の下に「、第三十一条の五第八号ロ」を加え、同表ヌの項中「又は第三十六条第八号ニ」を「、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハ」に改め、同表ルの項中「第七条第九号」の下に「、第三十一条の五第九号」を加え、同表ワの項中「第七条第十号」の下に「、第三十一条の五第十号」を加え、同表ヰの項中「第七条第十一号」の下に「、第三十一条の五第十一号」を加え、同表カの項中「第七条第十二号」の下に「、第三十一条の五第十二号」を加え、同条第二項中「第八条第五項」の下に「、第三十一条の六第五項又は第三十七条第五項」を加え、同条第三項中「第三十二条第三項」を「第三十一条の六第四項又は第三十二条第四項」に改め、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・寡婦福祉資金団体貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金団体貸付申請書」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 貸付けの対象となる事業に使用される者（法第十四条第一号に該当する者、法第三十一条の六第四項第一号に該当する者又は寡婦である者に限る。）の家族状況を証する書類

第四条中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

第五条第一項中「（法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）」を「、第三十一条の六第三項又は第三十二条第二項」に改め、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同条第二項中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加える。

第六条中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加える。

第七条中「（令）の下に「第三十一条の七及び」を、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加える。

第八条第一項中「第七条第八号」の下に「、第三十一条の五第八号」を、「第七条第三号、第四号、第五号若しくは第八号」の下に「、第三十一条の五第三号、第四号、第五号若しくは第八号」を、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同条第二項及

び第三項中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加える。

第九条第一項中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加える。

第十条中「(令)の下に」第三十一条の七及び」を、「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加える。

第十一条第一項中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加え、同条第三項中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第三十一条の六第三項ただし書又は第三十七条第三項ただし書」に改める。

第十二条第一項中「(令)の下に」第三十一条の七及び」を加える。

第十三条第一項中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項」に改める。

第十四条第一項中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加え、同項第一号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「(令)の下に」第三十一条の七及び」を加え、同条第二項中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加える。

第十五条の見出し中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条中「第三十二条第三項」を「第三十一条の六第四項又は第三十二条第四項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加え、同条第一号中「配偶者のない女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同条第二号中「とき」の下に「又は法第六条第六項による母子・父子福祉団体に該当しなくなったとき」を加え、「解散届」を「母子・父子福祉団体解散・非該当届」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 母子福祉資金の貸付けの対象となつた 使用人構成変更届（別記様式第 事業に使用する者のうち法第十四条各号 三十五号）

のいずれかに該当する者の数が過半数を占めなくなつたとき、父子福祉資金の貸付けの対象となつた事業に使用する者のうち法第三十一条の六第四項各号のいずれかに該当する者の数が過半数を占めなくなつたとき又は寡婦福祉資金の貸付け対象となつた事業に使用する者のうち寡婦の数が過半数を占めなくなつたとき。

第十六条及び第十七条中「母子福祉資金」の下に、「父子福祉資金」を加える。

第十八条第二項中「母子寡婦福祉資金償還能力調査書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還能力調査書」に改める。

「 母子・寡婦福祉資金貸付申請書 」

や

「 母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書 」

び

「 広島県母子・寡婦福祉資金 」

や

「 広島県母子・父子・寡婦福祉資金 」

び

「 次のとおり母子・寡婦福祉資金 」

や

「 次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金 」

び

配偶者のない女子の状況

や

配偶者のない女子・男子の状況

び

事由
死別(病気, 交通事故, その他)
離別 遺棄 未婚の母 生死不明
海外居留 法令拘禁
精神又は身体の障害
その他()

や

事由
死別(病気, 交通事故, その他)
離別 遺棄 未婚の母・父
生死不明 海外居留 法令拘禁
精神又は身体の障害
その他()

び

<p>に児童を扶養している者及び寡婦の状況 貸付けを受けようとする事業に使用され る者のうち配偶者のない女子であつて現</p>	<p>て現に児童を扶養している者及び寡婦の状況 貸付けを受けようとする事業に使用される者のう ち配偶者のない女子又は配偶者のない男子であつ</p>
---	---

<p>母子又は寡婦 となつた理由</p>	<p>母子・父子・寡 婦の別並びに これらなつた理由</p>
-----------------------------------	--

<p>母子(寡婦)福祉資金借入金</p>	<p>母子(父子・寡婦)福祉資金借入金</p>
<p>平成 年 (第 6 回)</p>	<p>平成 年 (第 6 回)</p>

<p>平成 年 (第 6 回)</p>	<p>平成 年 (第 6 回)</p>
---------------------	---------------------

記入上の注意

- 1 「母子・父子・寡婦の別」については、母子家庭、父子家庭又は寡婦に該当する理事について、「母子」、「父子」又は「寡婦」の別を記載してください。
- 2 「理事者の状況」における「特殊な関係にある他の理事」の欄については、各理事については、次に掲げる特殊の関係のある者である理事について記載してください。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
- (5) (1) から (4) までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者
- (6) (3) から (5) までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

に添えらる。

別記様式第七号中

「 母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書 ㊦
」

「 母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書 ㊧
」

「 母子福祉資金 ㊦ 母子福祉資金 ㊧
寡婦 ㊦ 父子寡婦 ㊧
」

別記様式第八号中

「 母子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書 ㊦
」

「 母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書 ㊧
」

「 母子福祉資金 ㊦ 母子福祉資金 ㊧
寡婦 ㊦ 父子寡婦 ㊧
」

別記様式第九号中

「 母子福祉資金貸付継続申請書 ㊦
寡婦 ㊦
」

「 母子福祉資金貸付継続申請書 ㊧
父子寡婦 ㊧
」

「 2 母の死亡年月日 ㊦ 2 貸付に係る母の死亡年月日 ㊧
」

「 (1) 父の状況 父 の状況 」

「 民法第1104条 」

「 母子 福祉資金借用書 」

「 父子 福祉資金借用書 」

「 母子及び寡婦福祉法 」

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法 」

「 母子及び寡婦福祉法施行令 」

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 」

「 広島県母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則 」

「 広島県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則 」

「 民法第1104条 」

「 母子 福祉資金借用書 」

「 父子 福祉資金借用書 」

「 母子及び寡婦福祉法 」

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法 」

「 民法第1104条 」

「 母子 福祉資金貸付停止決定通知書 」

「 寡婦 」

「 母子 福祉資金貸付停止決定通知書 」

「 父子 寡婦 」

「 母子及び寡婦福祉法施行令 」 や 「 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 」

「 第38条 」 や 「 第31条の7及び第38条 」 別記様式第13号中

「 母子寡婦 福祉資金貸付増額申請書 」 や 「 母子寡婦 福祉資金貸付増額申請書 」

「 母子父子寡婦 福祉資金貸付増額申請書 」 や 「 母子父子寡婦 福祉資金貸付増額申請書 」 「 母子家庭 」

「 母子家庭又は父子家庭 」 別記様式第14号中

「 母子寡婦 福祉資金貸付辞退申出書 」 や 「 母子寡婦 福祉資金貸付辞退申出書 」

「 母子父子寡婦 福祉資金貸付辞退申出書 」 や 「 母子父子寡婦 福祉資金貸付辞退申出書 」 「 母子家庭 」

「 母子家庭又は父子家庭 」 別記様式第15号中

「 母子寡婦 福祉資金貸付減額申出書 」 や 「 母子寡婦 福祉資金貸付減額申出書 」

「 母子 福祉資金償還方法変更承認通知書 2025.9.」
父子 福祉資金償還方法変更承認通知書
寡婦

別記様式録十七の四中

「 母子 福祉資金償還方法変更不承認通知書 を
寡婦

「 母子 福祉資金償還方法変更不承認通知書 2025.9.
父子 福祉資金償還方法変更不承認通知書
寡婦

別記様式録二十の中

「 母子 福祉資金償還金の繰上償還申出書 を
寡婦

「 母子 福祉資金償還金の繰上償還申出書 2025.9. 回覧付4中
父子 福祉資金償還金の繰上償還申出書
寡婦

「 母子家庭 や 母子家庭又は父子家庭 2025.9.
母子家庭 や 母子家庭又は父子家庭

別記様式録二十一の四中

「 母子 福祉資金償還金支払猶予申請書 を
寡婦

「 母子 福祉資金償還金支払猶予申請書 2025.9. 回覧付4中
父子 福祉資金償還金支払猶予申請書
寡婦

「 母子家庭 や 母子家庭又は父子家庭 2025.9.
母子家庭 や 母子家庭又は父子家庭

別記様式録二十一の四中

「 母子 寡婦 福祉資金償還金支払猶予承認通知書 」 や

「 母子 寡婦 福祉資金償還金支払猶予承認通知書 」 ひ

「 母子及び寡婦福祉法施行令 」 や 「 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 」

ひ 第 38 条 や 第 31 条の 7 及び第 38 条 ひ

「 母子 寡婦 福祉資金償還金支払猶予不承認通知書 」 や

「 母子 寡婦 福祉資金償還金支払猶予不承認通知書 」 ひ

「 母子 寡婦 福祉資金貸付金償還免除申請書 」 や

「 母子 寡婦 福祉資金貸付金償還免除申請書 」 ひ

「 母子 寡婦 福祉資金償還金免除承認通知書 」 や

「 母子 福祉資金償還金免除承認通知書 」 「 母子及び寡婦福祉法 」

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法 」 「 第 32 条第 4 項 」

「 第 31 条の 6 第 5 項及び第 32 条第 5 項 」

「 民法第 1762 条第 2 項 」

「 母子 寡婦 福祉資金貸付金償還免除不承認通知書 」

「 母子 父子 寡婦 福祉資金貸付金償還免除不承認通知書 」

「 民法第 1762 条第 2 項 」

「 母子 寡婦 福祉資金 氏 住所 変更届 」

「 母子 父子 寡婦 福祉資金 氏 住所 変更届 」

「 民法第 1762 条第 2 項 」

「 母子 寡婦 福祉資金貸付資格喪失届 」

「 母子 父子 寡婦 福祉資金貸付資格喪失届 」

「 解散届 や 母子・父子福祉団体 解散 非該当 届 」

「 母子福祉団体を解散しました。 や 」

「 母子・父子福祉団体を 解散しなくなったので、届け出ます。 」

「 3 解散期日 平成 年 月 日 や 」

「 解散し、又は 該当しなくなった期日 平成 年 月 日 に該当する。 」

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）で定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び寡婦

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）で定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者及び寡婦

「 3 母子及び寡婦福祉法で定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び寡婦の数が事業に使用する者の数の過半数を占めなくなった期日 平成 年 月 日 や 」

「 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法で定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者及び寡婦の数が事業に使用する者の数の過半数を占めなくなった期日 平成 年 月 日 や 」

改める。

別記様式第三十六号中

「
奨学金等（母子・寡
婦福祉資金以外のも
の）の利用の有無
」

を

「
奨学金等（母子・父
子・寡婦福祉資金以
外のもの）の利用の
有無
」

に改める。

別記様式第三十七号
（表面）中

「
母子
寡婦

福祉資金償還能力調査書

を

「
母子
父子
寡婦

福祉資金償還能力調査書

に改める。

（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第七条 母子及び寡婦福祉法施行細則（平成三年広島県規則第三十一号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子
家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」
に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母
子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。
第二条中「第二十条」の下に「（法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。
）」を加え、「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。
第三条中「第九条第二項」を「第六条の十七の四及び第七条」に改める。
第四条及び第五条中「第三十二条第四項」を「第三十一条の七第四項及び第三十三条第
五項」に改める。

別記様式第一号中

「
母子家庭等
寡婦

日常生活支援事業開始届出書

を

」

「 母子家庭等 日常生活支援事業 廃止 届出書 ㊤
寡 婦 休止 」

「 母子家庭 日常生活支援事業 廃止 届出書 ㊤
父子家庭 休止
寡 婦 」

「 次のとおり 母子家庭等 日常生活支援事業を 廃止 したいので ㊤
寡 婦 休止 」

「 次のとおり 母子家庭 日常生活支援事業を 廃止 したいので ㊤
寡 婦 休止 」

「 (1) 母子家庭等日常生活支援事業 ㊤
(2) 寡婦日常生活支援事業 」

「 (1) 母子家庭日常生活支援事業 ㊤
(2) 父子家庭日常生活支援事業 ㊤
(3) 寡婦日常生活支援事業 」

「 ㊤_㊤ 母子家庭等 日常生活支援事業再開届出書 ㊤
寡 婦 」

「 母子家庭 日常生活支援事業再開届出書 ㊤
父子家庭
寡 婦 」

「 ㊤_㊤ 母子家庭等 日常生活支援事業を、次のとおり再開しますので ㊤
休止中の 寡 婦 」

「 母子家庭 日常生活支援事業を、次のとおり再開しますので
 休止中の 父子家庭 寡婦 日常生活支援事業を、次のとおり再開しますので
 寡婦 日常生活支援事業を、次のとおり再開しますので
 」

「 (1) 母子家庭等日常生活支援事業
 (2) 寡婦日常生活支援事業
 」

「 (1) 母子家庭日常生活支援事業
 (2) 父子家庭日常生活支援事業
 (3) 寡婦日常生活支援事業
 」

(民生委員法施行細則の一部改正)

第八条 民生委員法施行細則（昭和二十三年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中

「 公 的 融 資
 1 生活福祉資金 2 高齢者住宅整備資金 3 母子福祉資金
 4 寡婦福祉資金 5 法外援護資金 6 その他
 」

「 公 的 融 資
 1 生活福祉資金 2 高齢者住宅整備資金 3 母子福祉資金
 4 父子福祉資金 5 寡婦福祉資金 6 法外援護資金
 7 その他
 」

改める。

(広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第九条 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法入日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(修学資金) <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費	<input type="checkbox"/> 母子及び寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
-----------	--	--

他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法入日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金のうち教育支援費) <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費
-----------	---

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、民生委員法施行細則及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、改正後の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、民生委員法施行細則及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の相当する規定による様式で行われている申請その他の手続とみなす。